

# 青森県報

第四千四百二十七号

平成三十年  
三月二十二日  
(木曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一
- 青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………(労政・能力開発課) ……二
- 青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……二

### 告 示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……二
  - 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………(障害福祉課) ……二
  - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………(同) ……三
  - 公共測量の終了……………(監理課) ……三
  - 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……三
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域民局) ……四
  - 右 同……………(同) ……四
- 公安委員会
- 技能検定員等の審査の実施……………(運転免許課) ……四

## 規 則

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四号

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年十二月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の(表面)中

<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/> 高額かつ長期
<input type="checkbox"/> 軽症者特例	<input type="checkbox"/> 重症患者認定

を

<input type="checkbox"/> 人工呼吸器等装着	<input type="checkbox"/> 高額かつ長期
<input type="checkbox"/> 軽症者特例	

に

階層区分(県記入欄)	一般・経過措置	生保・低1・低2・一般1・一般2・上位
自己負担上限月額の特例(県記入欄)		人工呼吸器等装着・高額かつ長期・軽症者特例・重症患者認定

を

階層区分(県記入欄)	生保・低1・低2・一般1・一般2・上位
自己負担上限月額の特例(県記入欄)	人工呼吸器等装着・高額かつ長期・軽症者特例

に改

め、同様式の(裏面)の注の6のニを削る。

第三号様式中

り、同様式の注中4を削り、5を4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年十月青森県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「毎月十日」を「毎月十四日」に、「毎月十二日」を「毎月十六日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改

指定難病に係る診断・治療実績	診断・治療実績のある主な疾病名	指定難病に係る診断書（臨床調査個人票）作成実績	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
を削				

正する。

別表第一小柳団地の項中「三百三十八戸」を「二百四十二戸」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年三月三十一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国民健康保険おいらせ病院	一 上北郡おいらせ町上明堂一の	平成三十三年三月十九日

青森県告示第二百十三号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により公示する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	指 定 辞 退 年 月 日
	名 称	所 在 地		

佐藤 浩平	医療法人白生 会胃腸病院	五所川原市字中 一平井町一四二の	外科(心臓機能障 害、じん臓機能障 害)呼吸器機能障 害	平成 二九・二・二
-------	-----------------	---------------------	---------------------------------------	--------------

青森県告示第二百十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所		廃止年月日
			名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人あーると	五所川原市金木四町朝日山八五の	児童発達支援	びーた支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	平成 三〇・三・三
特定非営利活動法人あーると	五所川原市金木四町朝日山八五の	放課後等デイサービス	びーた支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	〃
特定非営利活動法人あーると	五所川原市金木四町朝日山八五の	放課後等デイサービス	わくわくの	五所川原市若葉三丁目四の一〇	〃

青森県告示第二百十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
野辺地町
- 二 測量の種類  
公共測量(空中写真測量・写真地図作成)
- 三 測量の期間  
平成二十九年八月九日から平成三十年二月二十三日まで
- 四 測量の地域  
上北郡野辺地町地内

青森県告示第二百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、鱈ヶ沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
鱈ヶ沢町
- 二 都市計画事業の種類  
鱈ヶ沢都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間  
平成八年一月二十二日から平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可(平成二十六年二月十九日青森県告示第八十一号)の事業地に変更なし。
  - 2 使用の部分  
都市計画事業計画の変更認可(平成二十六年二月十九日青森県告示第八十一号)の事業地に、鱈ヶ沢町大字舞戸町字東禿を加え、同事業地のうち、同町大字舞戸町字西禿、字北禿及び字鳴戸地内において事業地を変更し、同町大字舞戸町字禿を削る。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 浜電工
- 二 氏名 濱光雪
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字新田七一の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第三〇〇四五八号
- 五 取消年月日 平成三十年三月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 開発電業株式会社

二 代表者の氏名 小野寺洋

三 主たる営業所の所在地 八戸市八太郎五丁目二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第三一六六号

五 取消年月日 平成三十年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可  
消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
平成三十年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成三十年三月二十二日

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十号

平成三十年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成三十年三月二十二日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
技能検定員（普自二） 教習指導員（普自二）	一 平成三十年五月十五日から同月十七日までの午前八時三十分から午後五時まで 二 平成三十年五月二十九日から同月三十一日までの午前八時三十分から午後五時	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	技能検定に関する技能及び知識 教習に関する技能及び知識

<p>教習指導員 (普通)</p>	<p>技能検定員 (普通)</p>	<p>教習指導員 (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>	<p>技能検定員 (大型) (中型) (準中型) (牽引特)</p>
<p>一 八 平 成 三 十 年 一 月 三 十 日 一 日 午 前 十 時 まで</p>	<p>三 七 年 一 月 十 日 一 日 午 前 十 時 まで</p>	<p>二 十 年 一 月 十 日 一 日 午 前 十 時 まで</p>	<p>三 十 年 一 月 十 日 一 日 午 前 十 時 まで</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	<p>右 同</p>
<p>技能検定に関する知識</p>	<p>技能検定に関する知識</p>	<p>技能検定に関する知識</p>	<p>技能検定に関する知識</p>

<p>技能検定員 (大自二)</p>	<p>教習指導員 (大型) (中型) (準中型) (普通) (種) (種) (種)</p>	<p>技能検定員 (大型) (中型) (準中型) (普通) (種) (種) (種)</p>
<p>一 平 成 三 十 年 一 月 三 十 日 一 日 午 前 十 時 まで</p>	<p>二 十 年 一 月 十 日 一 日 午 前 十 時 まで</p>	<p>三 十 年 一 月 十 日 一 日 午 前 十 時 まで</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	<p>右 同</p>
<p>技能検定に関</p>	<p>技能検定に関する知識</p>	<p>技能検定に関する知識</p>

教習指導員(大自二)

五月一日の午前八時三十分から午後五時	二 平成三十年五月二十五日の午前八時三十分から午後五時	三 平成三十年七月二十三日の午前八時三十分から午後五時	四 平成三十年八月二十日の午前八時三十分から午後五時	五 平成三十年九月二十八日の午前八時三十分から午後五時	六 平成三十年十月二十六日の午前八時三十分から午後五時	七 平成三十年十二月二十一日の午前八時三十分から午後五時	する技能及び知識 教習に関する技能及び知識
--------------------	-----------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	--------------------------

(注) 自衛隊教習所関係者にあつては、審査の種類欄の「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に読み替えること。

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

- (一) 審査申請書

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七―七八二―〇〇八一)に問い合わせること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭